

平成 29 年 2 月 吉日

宅地建物取引業協会会員の皆様へ

株式会社 東北宅建サポートセンター

新規提携企業のご案内

拝啓 会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび新たに、少額短期保険会社と家賃保証会社の提携をいたしました。

会員の皆様が、少額短期保険代理店となった際には、取扱保険料に応じた手数料が支払われます。また、家賃保証については取扱保証委託料に応じた手数料が支払われます。各提携企業の詳細、詳しい商品内容につきましては別添チラシでご確認ください。なお、お取り扱いの際には、別途お手続きが必要となりますので、各提携企業へお問合せください。

今後も、会員の皆様へのサポート事業等を積極的に展開してまいりますので、引き続き弊社サービスをご利用いただきますようお願い申し上げます。 敬具

記

- ・ 提携 開始 平成 29 年 3 月 1 日（水）より
- ・ 新規提携企業 ユーミー L A 少額短期保険 株式会社（少額短期保険）
ジェイリース 株式会社（家賃保証）
全保連 株式会社（家賃保証）
- ・ お 問 合 せ 先 別添チラシの各企業へ、直接お電話又は F A X で
お問合せください。

以上



ユーミーL A 少額短期保険は

株式会社 東北宅建サポートセンターの

提携保険会社です

代理店様募集

仙台に本社を置き

地域に根差した商品創りをしています

地震等災害見舞費用



地震で転居
一律 **30** 万円

家財の損害
一律 **5** 万円

※罹災証明は不要です

東日本大震災を機に賃貸入居者でも、簡単なお手続きで見舞費用が受け取れる補償を拡充しました。
熊本地震（2016年）の際には、当見舞費用の保険金をお支払いしています。

孤独死による 遺品整理、清掃、修理費用

最大 **100** 万円

※遺品整理のみでも支払い可能



凍結による 専用水道管、 給湯器、 便器の破損

最大 **30** 万円



破損・汚損の補償 家財・借家賠対応

壁、建具、パソコン、洗面台、浴槽、便器、窓ガラスの熱割れ、等々...



免責金額

契約者様の自己負担
全て

0円

※ライフアシスト家財保険の場合

東北財務局長（少額短期保険）第6号

資料のご請求は
下記にご記入の上 FAX 下さい



022-796-3218

貴社名	
所在地	
連絡先	
ご担当者様	
ご要望	<input type="checkbox"/> パンフレットなどの資料がほしい。 <input type="checkbox"/> 詳しい説明を聞きたい。 希望日 (/)

業務軽減できます!!

- ① 「新規」「更新」契約ともに、保険申込の印鑑の **捺印不要** です！
- ② 「更新契約」は保険料領収のみです！契約申込書 **提出不要** です！
- ③ お申込は PC **簡単** 入力！
PC が苦手な方は **FAX** 申込も可能！

パソコン



OR

FAX



代理店手数料 **37%~消費税別枠** です。

お問合せ

 **ユーミーLA** 少額短期保険 株式会社

〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3-11-9 アルファオフィスビル702



022-796-3217

【受付時間】9:00~18:00(土日,祝日,年末年始除く)
【E-mail】info@la-shotan.com



株式
会社

東北宅建サポートセンター提携事業

これからずっと
不動産会社さまの
頼れるパートナーであり続けたい！

家賃債務保証は ジェイリースに お任せください

お客様のご希望に添えるお支払プラン

様々なご契約物件に対応した商品設定

コンプライアンス遵守だから任せて安心

ジェイリース株式会社

仙台支店

〒980-0804

宮城県仙台市青葉区大町 1 丁目 3 番 2 号 仙台MDビル 2 階

TEL 022-722-9790 FAX 022-722-9791

お気軽にお問合わせください

会社概要

本店所在地 東京本社 東京都新宿区西新宿 6 丁目 22 番 1 号 新宿スクエアタワー 8F

大分本社 大分県大分市都町 1 丁目 3 番 19 号 大分中央ビル 7F

事業内容 家賃債務保証事業

資本金 701,392 千円 (2017 年 1 月 31 日現在)

URL <http://www.j-lease.jp>

主な沿革

2004 年 会社設立

2015 年 仙台支店を開設

2016 年 東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場



全国 **20** 拠点のネット
ワークで安心をお届けします。

東日本地区

東京本社営業部 仙台支店 横浜支店 新潟支店
名古屋支店 長野支店 埼玉支店 宇都宮支店 千
葉支店 群馬支店

西日本地区

大分本社営業部 長崎支店 大阪支店 佐世保支店
北九州支店 熊本支店 福岡支店 宮崎支店
佐賀支店 鹿児島支店



株式会社

東北宅建サポートセンター提携事業

住居用・事務所・店舗

・駐車場・トランクルーム等

充実の保証プランを取りそろえております！
是非お気軽にお問合わせください♪

宅建協会会員様お問合わせ F A X 専用フォーム

F A X 022-722-9791

貴社名

御住所

TEL

- -

FAX

- -

御担当者様名

希望項目選択
(該当の項目に☑)

- 電話でいろいろ聞いてみたい [TEL : _____]
- 訪問して説明してほしい [ご希望日 : _____]
- 資料を送ってほしい [F A X / 郵 送]
(会社概要・商品リーフレット)

お問い合わせ内容



ジェイリース株式会社

家賃保証なら 信頼の全保連

保証会社にこんな要望はありませんか？

- ・保証内容に満足していない
- ・リスク管理のため、信用力の高い保証会社を利用したい
- ・初期費用を軽減し、他社管理物件との差別化を図りたい
etc...

賃貸経営の頼れるパートナー 全保連にお任せください！

全保連の価値あるサービス

ご請求から3営業日後のスピード入金

万一の滞納にもご請求から3営業日後のスピード入金で安心をお届けします

入居中でも申込可能

既にご入居中のお客様でもお申込みいただけますので、契約更新時・管理会社様の変更などのタイミングでご利用いただけます

契約更新手続きなし

契約完了から退去まで、契約更新手続きの必要はございません

幅広い保証内容

家賃や共益費、駐車場料金など毎月のお支払いはもちろん、退去時の精算費用までカバーする幅広い保証内容が入居から退去まで安定した賃貸経営を実現します

賃料滞納にかかる業務のアウトソーシング

賃料滞納にかかる業務のアウトソーシングをとおして賃貸管理を強力にサポートします

【お問い合わせ先】 全保連株式会社 仙台支社
022-217-6870 (平日9:00~17:00)

家賃保証システムのご紹介

保証プラン	毎年プラン			初回のみプラン			
	住居用	住居用 (リピーター割引)	店舗・事務所	住居学生用	住居用	駐車場	トランクルーム 倉庫
保証限度額 (月額賃料)	24ヶ月分相当額		6ヶ月分 相当額	24ヶ月分相当額		12ヶ月分 相当額	6ヶ月分 相当額
初回保証委託料	月額賃料の 30%	月額賃料の 20%	月額賃料の 80%	月額賃料の 30%	月額賃料の 80%		
年間保証委託料	月額賃料の 10% (上限1万円)		月額賃料の 10% (上限3万円)	なし			
事務手数料	月額賃料の 10.29% (税込)						
保証期間	入居日（賃貸借保証委託契約書の保証開始日）から退去明渡日まで 当社は、賃貸借契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても賃貸借保証委託契約に基づき保証いたします						
支払日	代位弁済請求書受領の 翌営業日から3営業日後 （ただし、金融機関休業日の場合は翌営業日）にお支払い (18:00以降に受領した代位弁済請求書は翌営業日の受領となります)						

※入居者様の緊急連絡先が必要となります(連帯保証人有りの場合は不要です)。
 ※住居学生用(留学生は対象外)をご利用の方及び外国籍の方は、連帯保証人が必要となります。
 ※審査の結果、保証をお受けできない場合または、連帯保証人の変更、連帯保証人追加をお願いする場合がございます。
 ※「月額賃料」とは賃貸借契約締結時における家賃(賃料)・共益費・管理費・駐車場料金・水道料・町会費・その他毎月定額で賃借人が負担するものの合計額となります。
 ※「賃料等」とは月額賃料に加え、賃貸借契約に関して、賃借人が毎月負担する金額のうち、水道料等でその金額が変動するものも含めた毎月の賃借人の負担額のことです。
 ※以前、当社と保証委託契約を締結して頂いた個人のお客様が再度、住居用で申込みを頂いた場合については、審査の上住居用(リピーター割引)でお取り引きさせていただきます。
 入居者様の取引実績等により住居用(リピーター割引)でご案内できない場合がございます。

保証内容

種類	住居用 住居学生用	店舗・事務所	駐車場	トランクルーム 倉庫	備考
家賃(賃料)	○	○	○	○	-
共益費/管理費	○	○	○	×	-
駐車場料金	○	○	○	×	-
水道料/町(区)費	○	○	○	×	-
毎月家賃と共に 支払われる費用	○	○	○	×	-
賃貸借契約の更新料	○	○	○	×	-
ハウスクリーニング費用			×	×	駐車場については、修繕費、残置物撤去費用・ゴミ 処理費用のみ保証対象とし保証限度額はそれぞれ 家賃(賃料)の1ヶ月分相当額とする また、トランクルーム・倉庫については、残置物 撤去費用・ゴミ処理費用のみ保証対象とし、保証 限度額は家賃(賃料)の1ヶ月分相当額とする
残置物撤去費用 ゴミ処理費用	○	○	○	○	
修繕費(注2)	上限:家賃(賃料) 3ヶ月分相当額	上限:家賃(賃料) 3ヶ月分相当額	○	×	
鍵交換費用	○	○	×	×	-
畳表替費用	○	○	×	×	-
解約予告通知義務違反に よる違約金・損害金(注3)	○	○	○	×	賃料等の1ヶ月分 相当額を上限とする
早期解約による 違約金・損害金(注3)	○	×	○	×	◆1年未満で解約の場合 家賃(賃料)の2ヶ月分相当額を上限とする ◆1年以上2年未満で解約の場合 家賃(賃料)の1ヶ月分相当額を上限とする ※2年以上経過後の解約は保証対象外
債務不履行による 明渡し訴訟費用(注4)	○	○	○	×	-

(注1) 賃貸借契約書に記載されている事が保証条件となります
 (注2) 賃借人が認めたものに限り、但し、自然損耗部分の復旧に要する修繕費は対象外とします
 (注3) 賃料不払い等の理由により賃借人が、賃貸借契約を解除した場合(建物明渡し請求訴訟提起の場合も含む)は除きます
 (注4) 保証会社が認めたものに限り